

◆「がんについての不安や悩み相談の」案内

沖縄県地域統括相談支援センター

看護師資格を持つ、がん経験者の相談員が「がん」に関する様々な悩みや不安に寄り添います。がんと診断されて不安や辛さ心細さを抱えている、誰かに話を聞いてほしい、家族として何が出来るのだろうと悩みの方、どなたでもご相談いただけます。ご親族やご友人の方でもご相談に応じます。

※相談無料、秘密厳守。

【相談時間】

火曜日 午後1時～午後5時
水曜日 午前10時～午後2時
金曜日 午後1時～午後5時

【相談方法】

来所・電話

【場所】琉球大学医学部付属病院3階

【問い合わせ先】沖縄県地域統括相談支援センター
☎098-942-1340

◆「女性を守るあいさとお」について

八重山警察署

本年5月深夜、本島南部にて、スマホを使用ながら歩いてきた女性が、後方から走って来た男性に抱きつかれた事案が発生しました。暗い夜の一人歩きは危険です。「女性を守るあいさとお」を覚え、犯罪被害に遭わないようにしましょう。

あるきスマホはやめましょう

いやですと断ろう

うしろを確認しよう

えらんで歩こう明るく人の多い道

おおきな声で助けを呼ぼう

【問い合わせ先】八重山警察署

☎0980-821011

◆無料相談会開催のお知らせ

沖縄県行政書士会 八重山支部

10月の行政書士制度広報月間にちなみ、八重山郡民を対象にして行政書士業務を解説し活用していただくため無料相談会を開催します。行政書士が身近な相談相手となります。行政書士は、相談から書類作成までのサポートを業務とします。他の法律で制限されているものは除く。官公署に提出する書類作成と代理、業務相談。権利義務に関する書類の作成と代理、相談業務。事実証明に関する書類の作成と代理、相談業務をお気軽にお越しください。相談内容は秘密を厳守致します。

【日時】平成27年10月11日(日) 午前10時～午後4時


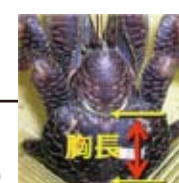
【場所】大濱信泉記念館2階(多目的ホール)

石垣市ヤシガニ保護条例について

ヤシガニとは絶滅危惧種として指定(平成26年6月24日時点)されている世界最大の陸上節足動物です。八重山周辺では、6月から8月が繁殖期とされています。寿命がとても長く、60年前後と言われていますが、成長が遅く、1年で数ミリしか成長せず、胸長50mm(約1kg)になるには、約20年以上かかります。そんな中、ペットとしても人気が高く、食材としても高価で取引されるため、乱獲傾向にあります。

石垣市では、平成26年6月24日より「石垣市ヤシガニ保護条例」が公布、施行されました。本条例は、市民共有の財産であるヤシガニの持続的な活用を目指し、適正な資源管理と継続的な保護活動を図るため、通年の捕獲等を禁止し、解禁期間を設けました。また、平成27年より伊原間から平久保にかけての一部を保護区として指定しています。保護区内においては、雄・雌問わずヤシガニの捕獲などを通年禁止しています。本条例に違反した者は、**10万円以下の罰金**に処せられますので、十分な注意をお願いします。

▲捕獲禁止事項(石垣市内で、捕まえること、傷つけること)

12月～8月	9月～11月(一部解禁)
全面捕獲禁止 	保護区域外のオスのヤシガニ(胸長40mm以上～55mm未満) ※メスは捕獲禁止です
	保護区域内のヤシガニ メスのヤシガニ 小さなヤシガニ(胸長40mm未満) 大きなヤシガニ(胸長55mm以上) 

【お問い合わせ】農林水産部水産課 電話：0980-82-1529

石垣市子ども医療費助成制度改正のお知らせについて

平成27年10月1日より、お子さんが通院した場合の助成制度対象年齢を就学前まで拡大しました。

		改正前(平成27年9月30日診療分まで)	改正予定(平成27年10月1日受診分から)
対象年齢	通院	0歳から3歳児まで(満4歳の誕生日まで)	0歳から就学前児童まで(満6歳の誕生日以後の最初の3月末まで)
	入院	0歳から15歳まで(中学校3年の修了日まで)	変更なし
申請期間		診療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内	変更なし

※3歳以上の通院医療費に関しては、ひと月ひとつの医療機関(調剤薬局含む)ごとに、1,000円の一部負担金を除いた額の助成になります。入院費に関しては一部負担金はありません。

※ひと月ひとつの医療機関(調剤薬局含む)で21,000円を超える高額な医療費がかかった場合は、助成内容が変わってくる場合があります。

【申請が必要な方】 ・石垣市子ども医療費助成の申請手続きをしていない方
・転出や生活保護受給等により途中で資格を喪失している方

【申請に必要なもの】 ①対象児童の健康保険証 ②保護者名義の普通預金通帳 ③印鑑

※平成27年4月から、子ども医療費助成金受給資格者証を変更し送付したところですが、年齢拡充に向け再度変更を行い対象者へ送付する予定です。10月1日以降の受診分は新たな受給者証となります。

【お問い合わせ】福祉部児童家庭課 ☎0980-82-1704